

休学願提出の流れ(2009年度生以降)

1. 教務課から**休学願用紙**を受け取る。
2. 注意事項(休学願提出者へ)に注意して、**休学願**を記入する。
3. 教務課確認後、チューターと面談し、チューター所見の記入および署名捺印をもらう。
4. 教務課に**休学願**を提出。

休学願提出者へ

以下の注意事項を熟読し、各関係部署の指示に従ってください。

部署名	注意事項
教務課	<ul style="list-style-type: none">•休学願はすべて黒ボールペンで記入してください。•本人印と保証人印は必ず異なる印鑑を押印してください。•チューターと面談し、署名捺印をしてもらってください。•何らかの都合で、チューターとの面談ができない場合、電話でも結構ですから必ず連絡をとってください。•休学期間については、3ヶ月以上1年以内となりますが、特別な理由がない限り、休学開始日より、当該年度の年度末(当該年度の3月31日)または春学期末(当該年度の9月15日)までと記入してください。•年度を越えての休学はできませんので、その場合は次の年度当初に再び休学願を提出してください。•休学理由は、できるだけ詳しく具体的に記入してください。•休学期間は、在学期間に含まれませんので、留年しなくても卒業が延期されます。
経理課	休学者については、納付金の金額変更が生じますので、経理課から送付される計算書により引き落としとなります。銀行口座の残高が正規の納入額を満たしている場合、自動的に全額引き落とされますので、口座の残高を納入額未満にし、計算書の送付を待ってください。
学生課	次の項目に該当する学生は、学生課へ申し出てください。 <ol style="list-style-type: none">1. 日本学生支援機構奨学生になっている学生2. 日本学生支援機構奨学生以外の奨学金を受けている学生(留学生を除く)
図書館	借り出している図書・雑誌・CD-ROM・FD等があれば、一旦返却してください。

休学願 記入要領

※太枠の中をボールペンで記入してください。

No. _____

長期欠席届
 休学願
 復学願
 再入学願

教務課提出日をご記入ください。

千葉科学大学
 学長殿

年 月 日提出

学生番号	(年次)		
氏名	印		
生年月日	昭和・平成	年 月	日生
住所	〒 - TEL ()		
保証人氏名	印	続柄	
保証人住所 (帰省先)	〒 - TEL ()		
チューター所見 (学生との面談内容)	チューター記入欄		
チューター氏名			

学生本人が記入してください。印鑑は必ず保証人のものと異なるものを使用してください。

保証人が記入してください。印鑑は必ず学生本人のものを使用してください。

下記のとおり 長期欠席・休学・復学・再入学 させていただきます。
 理由(詳細に)

学費納入 状況確認	経理 課長	※	係	※	年 月 日付
					※ 年度 春学・秋学 期分

長期欠席・ <u>休学</u> 期間	年 月 日より
	年 月 日まで
<u>復学</u> ・再入学期日	年 月 日付

- 注意
1. 諸願届の該当するものを○で囲むこと。
 2. 休学の期間は、在学期間に算入されません。(卒業が延期になります)
 3. 休学期間の学費は、期間に応じて一部免除になります。
 4. 病気・ケガ等による場合は、医師の診断書を添付すること。
 5. 事由は詳細に記入のこと。
 6. ※印欄は記入しないこと。

20090304

※休学期間は在学期間に含まれないため、卒業が延びます。

※在籍中であるため、授業料(在籍料)が発生します。詳しくは学生便覧で確認、または経理課にお問い合わせください。

※その他、ご不明な点がございましたら、教務課へお問い合わせください。

■ 納入期限

	入 学 年 次		2 年 次 以 降	
	春 学 期	秋 学 期	春 学 期	秋 学 期
入学申込金	入学手続時			
授 業 料	入学手続時	9月27日	4月27日	9月27日
実験実習費		9月27日	4月27日	9月27日
施設設備費	入学手続時	9月27日	4月27日	9月27日

・休学期間中の納付金

休学者の年間学生納付金は、休学期間に応じて、次により算定した納入額とする。

- (1) 休学期間中の授業料は下記のとおりとし、実験・実習費及び施設設備費は免除する。

休学期間	授業料(在籍料)
3 ～ 6ヶ月	60,000円
7 ～ 12ヶ月	120,000円

ただし、休学期間は、月の15日を経過した場合1ヶ月とみなす。

- (2) 休学でない期間の学生納付金については、休学期間を除いた月数の割合に応じた納入額とする。

$$\text{納入額} = \text{年間学生納付金} \times (\text{12ヶ月} - \text{休学期間}) / 12$$

・在学期間が所定の年数を超える場合の納付金

在学期間4年間(6年制薬学科については6年間)を超えた者については、実験・実習費の半額、施設設備費の半額を免除する。

上記の・休学期間中の納付金および・在学期間が所定の年数を超える場合の納付金については、平成21年4月1日以降に入学した学生に適用する。ただし、それ以前に入学した学生は、従前の算定方法による。

・退学する場合の納付金

その期の納付金を納入済みでなければ、退学は認められません。

・学費の返還について

既に納入済みの納付金は一切返還しません。(学則第70条)

・学費未納による除籍

学費が未納の場合、学長は教授会の議を経て除籍にすることがあります。

[学費に関する問い合わせ先]

1号館(管理教養棟)1階 経理課(TEL 0479-30-4508)